

ジェネリック医薬品・リフィル処方箋を 利用して医療費を節約しましょう

■ジェネリック医薬品とは

新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、「後発医薬品」と呼ばれます。

後から販売されるようになって、有効成分・用法容量で製造されているため、先発医薬品と同等の効果を持つようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が安い理由

新薬を開発するには莫大な費用がかかりますが、特許期間が過ぎるとほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができ、開発費用が不要のためジェネリック医薬品は、新薬の2～7割ほどの価格で提供されています。

■ジェネリック医薬品の推奨理由

ジェネリック医薬品を使うことで医療費の自己負担が減ると同時に、国民健康保険財政への負担も減らすことができます。保険で負担する医療費を抑えることは、それに必要な国民健康保険税はもちろん国、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■ジェネリック医薬品の利用方法

利用するには医師の処方箋が必要です。

す。希望する場合は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

町では、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。医師や薬剤師に希望を伝えにくいときなどに活用ください。

■リフィル処方箋とは

リフィル処方箋とは、病気の症状が安定している患者に対し、医師の判断で同じ薬を最大3回繰り返し薬局で受け取れる処方箋です。受診回数を減らすことで、通院の手間や負担を軽減することができます。

ただし、一部の薬は対象外です。希望する方はかかりつけ医にご相談ください。

■お薬手帳は1冊に

お薬手帳は、服用中の薬を記録する大切なものです。複数持つと情報が分散してしまい、重複投与や副作用のリスクが高まります。お薬手帳は必ず1冊にまとめましょう。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎ 096・234・1113



令和8年度(秋季)狂犬病予防集合注射のご案内



●犬を飼育している皆様へ

本町にお住まいで、すでに飼い犬の飼い主登録をされている方のうち、まだ令和8年度の予防接種を受けていない方には、個別に問診票を郵送しています。問診票が届きましたら、記載内容をご確認のうえ必要事項を記入いただき、集合注射当日に接種会場へお持ちください。

●登録がお済みでない方へ

新たに犬を飼い始めた方や、これまでに犬の登録をされていない方は、事前に飼い犬の登録を行っていただく必要があります。

登録がお済みでない場合は、以下のいずれかの方法で登録手続きをお願いいたします。

▶町環境衛生課（町水道管理センター内）にて申請を行う

▶集合注射当日に接種会場に登録を行う

●集合注射に参加できない場合

集団接種会場での接種が難しい場合は、かかりつけの動物病院で狂犬病予防注射を受けてください。動物病院で接種した場合、町環境衛生課で「注射済票」の交付手続きを行っていただく必要があります。

●実施日

10月22日（木）、23日（金）、25日（日）

●対象

生後91日以上を経過しているすべての犬

●料金

・予防接種料3,300円（注射料2,800円＋注射済票交付手数料500円）

・犬の登録3,000円（登録済みの方は必要ありません）

※おつりが生じないようにご準備をお願いします。

狂犬病予防集合注射の詳しい時間や会場は、町公式ウェブサイトでご確認ください▶



【お問い合わせ先】町環境衛生課（町水道管理センター内）☎096-234-1169

国民年金保険料

「産前産後期間免除」と「育児免除」

■産前産後期間の保険料免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、将来年金額を計算する際に保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

●対象となる方

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人

●届出先

住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口

届書は、年金事務所または市区町村の国民年金窓口へ備え付けており、出産予定日の6か月前から提出可能です。

●届出に必要な書類

・出産前に届出する場合
母子健康手帳や医師が作成した妊娠証明書など、出産予定日および胎児数が確認できるもの

・出産後に届出する場合

町で出産日等が確認できる場合は不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、医師や助産師が作成した出生

証明書など出産日や親子関係が確認できるもの。

・死産、流産、早産、人工妊娠中絶に伴い届出する場合
死胎埋火葬許可証や医師などが作成した死産証明書など、分娩日および胎児数が確認できるもの。

■「育児免除」制度が開始

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る保険料の納付を免除できる制度が開始されました。

子を育てている方（実父母・養父母）は申請することで、所得に関係なく保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は保険料が納付されたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

●日本年金機構ホームページ

「育児免除制度」▼

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課

☎096・234・1113



＼農家の皆さまへ／

鳥獣被害防止総合対策事業（電気柵等設置）の要望調査

町では、農作物等への鳥獣被害防止のための被害防止対策資材（電気柵等）の令和9年度設置要望申請を受け付けています。

●被害防止対策資材の例

電気柵、通電シート、ワイヤーメッシュ柵など
※単品（バッテリーのみ等）での申請は不可

●申請条件

- ・3戸以上の共同の取り組みで田畑を囲む、連続したほ場であること（例外規定がありますので、詳細は町農政課にご相談ください）
- ・申請ほ場において、補助事業で被害防止対策資材の導入実績がないこと（前回の設置から耐用年数〔電気柵8年、ワイヤーメッシュ柵14年〕を経過した施設は設置可能

●要望調査にかかる注意事項

- ・来年度に実施する事業ですので、資材の納入は令和9年度になります。

- ・資材は、町鳥獣被害防止対策協議会で発注し、納品します。
- ・納入後の設置については、申請者による施工となります。
- ・事業の性質上、国から県、県から各市町村へ配分額が決定されるため、100%の補助にならない場合もあります。あらかじめご了承のうえ申請してください。

※申請には、町農政課に準備している申請書と設置されるほ場が分かる地図などを併せてご提出ください。

●申請書提出期限

10月26日（月）

▶申請・お問い合わせ先

町農政課 ☎096-234-1176

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は
各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

甲佐町産業文化祭 開催中止のお知らせ

例年11月に開催している「甲佐町産業文化祭」について、今年度の開催を中止することいたしました。これは、令和8年熊本地震により、町内での人的被害や住まいなどへの甚大な被害が生じたためです。被災された町民の皆さまの早期復旧・復興を最優先に考えた結果、このような判断に至りました。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変恐縮ではございますが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

町農政課

☎ 096・234・1176

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
(町生涯学習センター)
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111 (代表)

山火事にご用心!

山火事は、例年春先のほか秋から冬にかけて発生しています。

空気が乾燥し、森林内の落葉などが燃えやすい状態になっており、強風等によりたき火が燃え移り、山火事発生の危険性が高くなります。

山火事の原因の多くが、人のちよつとした火の取り扱いの不注意で発生しています。ひとりひとりが森林の大切さを認識し、防災意識を高めることが大切です。

お問い合わせ先

町農政課

☎ 096・234・1176

10月は里親月間です

里親制度とは、親の病気や虐待など、さまざまな理由により家族と生

活ができない子どもを家庭に迎え入れ、支援を受けながら養育する制度です。

熊本には、親と離れて暮らす子どもたちが約700人います。共働き世代や子育て中の家庭も里親として活躍しており、特別養子縁組だけでなく、一定期間預かる養育里親もあります。

里親制度は子どものための制度です。まずは、里親制度を知るところから始めてみませんか。

お問い合わせ先

慈愛園養育家庭支援センター
きら

☎ 096・383・8100

光回線サービスの 電話勧誘トラブルにご注意

光回線サービスの電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

「安くなる」「契約中のサービスが使えなくなる」などと勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名、連絡先を確認し、説明書面などを見てから検討しましょう。

お問い合わせ先

甲佐町消費生活センター
☎ 096・234・3223
・熊本県消費生活センター
☎ 096・383・0999

秋季全国火災予防運動

11月9日(月)～15日(日)は、「秋季全国火災予防運動」期間です。

防火標語

『火の確認 いい日を支える』

『火の確認 いい日を支える』

住宅防火いのちを守る10のポイント

・4つの習慣

①寝たばこは絶対にしない、させない。

- ②ストーブの周りに、燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、必要なプラグは抜く。
- ・6つの対策
- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する（出火防止）
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する（早期覚知）
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する（延焼拡大防止）
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく（初期消火）
- ⑤お年寄りや体が不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し備えておく（早期避難）
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う（地域の助け合い）
- ▼お問い合わせ先
- 上益城消防本部予防指導課
- ☎096・282・1963

令和8年熊本地震被災事業者向け国・県支援策のご案内

国・県において令和8年熊本地震で機械・設備・店舗などに被害を受けた事業者に向けた支援が行われます。

●被災事業者の再建支援補助（自治体連携型補助金）
施設・設備の復旧に取り組む県内の被災事業者等へ復旧にかかる経費を補助します。

- ▶対象
県内の被災した中堅企業・中小企業・小規模事業者
- ▶補助率
・中小企業・小規模事業者 4分の3
・中堅企業 2分の1（複数回被災事業者は5億円まで10分の10）
- ▶上限額
3億円（複数回被災事業者は15億円）
- ▶お問い合わせ先
県商工振興金融課 ☎096-333-2338

●小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）
被災した小規模事業者等が事業再建のため、商工会などの支援を受けて自ら経営計画を策定して実施する機械装置等の復旧や販路再開に向けた取組等に要する経費の一部を補助します。

- ▶対象
県内の被災した小規模事業者等
- ▶補助率
3分の2（複数回被災事業者は10分の10定額補助）
- ▶上限額
直接被害200万円、間接被害100万円
- ▶申請期限（第1次）
10月16日（金）
- ▶申請・お問い合わせ先
町商工会 ☎096-234-0272

traffic safety

事件・事故件数		
種別	発生件数	
	8月	年累計
人身事故	0	5
物損事故	30	162
盗難など	1	6

8月31日現在

fire prevention

出動火災件数		
種別	発生件数	
	9月	年累計
家屋	0	1
原野	0	3
その他	3	7
合計件数	0	11

9月15日現在

tax

町税などの滞納処分（8月分）	
種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	0件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	760,022円

開催

子ども・若者に寄り添う シンポジウム

不登校、引きこもり、発達障がい、非行、問題行動などの、困難を抱える子ども・若者に対して、保護者や支援者がどのように関わり、寄り添うことができるのかを考えるシンポジウムを開催します。

開催日

11月15日(日) 午後1時～午後4時

会場

くまもと県民交流館パレア

(熊本市中央区手取本町8番9号)

パレアホール

講演

『発達障害の人が見ている世界』

講師

ハートクリニック横浜院長 柏淳氏

申し込み方法

電話、FAX、二次元コードから

申し込み期限

11月13日(金)



※会場参加は定員200名

オンライン参加も可能です。

お問い合わせ先

県子ども・若者総合相談センター

☎096-3387-7000

熊本博物館 秋季企画展 「二つのくまもと城」

熊本博物館では、秋季企画展「二つのくまもと城」が開催されます。

展示では町内所在の史跡陣ノ内城跡が紹介され、発掘調査で出土した陶磁器なども展示される予定です。二つの「くまもと城」と戦国肥後のさまざまな遺跡と共に、中世から近世へと塗り替えられていく肥後の激動をぜひ感じてください。

開催期間

10月3日(土)～12月6日(日)

会場

熊本博物館

(熊本市中央区古京町3-2)

2階特別展示室

開館時間

午前9時～午後5時

※月曜日休館(祝日の場合は翌日)

観覧料

熊本博物館常設展示入場料のみ

お問い合わせ先

熊本博物館

☎096-324-3500



令和8年熊本地震で被災した井戸の応急修理について

令和8年熊本地震で被災した井戸について、応急的な修理を行うことで、今後その住宅での生活が可能と見込まれる場合を対象とし、その費用の一部を支援します。

● 対象となる方

次のすべての要件を満たすことが条件です。

- ①当該災害により被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。
- ②井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得ることができず、そのままでは住むことができない状態にあること。
- ③以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。
 - ・井戸に被害を受けたものの、構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
 - ・井戸の洗浄を実施したものの、機能の回復が図られていないこと。
 - ・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。

- ④応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。

- ⑤この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力すること

※すでに修理が完了し、業者に費用を支払った場合は、対象外となりますのでご注意ください。

● 費用の限度額

1世帯あたり 75万7,000円以内

● 申請の際に準備いただくもの

修理業者が作成した詳細な見積書、修理前の被害状況の写真

▶ 申請・お問い合わせ先

町環境衛生課(町水道管理センター内)

☎096-234-1169



くらし安全

10月11日(日)～20日(火)実施
全国地域安全運動

10月11日(日)は、「安全・安心なまちづくりの日」です。この日から10日間、「みんなであつくりよう安心の街」をスローガンに、全国一斉の地域安全運動が実施されます。

この運動は、地域住民、行政、各種団体、警察が連携して犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる街をつくるという運動です。

御船警察署管内では、日頃から多くのボランティアが見守りなどの活動をされています。この機会に、家族や地域で防犯対策について考え、安全・安心のまちをつくりましょう。

▼ 次の対策を行いましょ

・「電話で『お金』詐欺」に注意しましょう。

・もしもの時に備えて、ランドセルやかばんなどに防犯ブザーを付けましょう。

・乗り物盗・万引きの被害を防止しましょう。

▼ お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎ 096・282・1110

住民税非課税世帯等へのエアコン設置費補助を行います

熱中症等による健康被害の予防を目的として、経済的な理由や物価高騰により自宅のリビングまたは寝室に冷房機能を使用できるエアコンがない世帯を対象に、エアコンの購入・設置に要する費用を補助します。

● 対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯が対象となります。

- ①町内の自宅のリビングまたは寝室に冷房機能を使用できるエアコンが1台もないこと
- ②世帯員全員が町内に住民登録があること
- ③世帯員全員が住民税非課税であること
- ④世帯員に次のいずれかの者が含まれること
 - ・ 65歳以上の者（高齢者）
 - ・ 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（児童）
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受けた者（1級または2級に該当する者）
 - ・ 療育手帳の交付を受けた者（A1またはA2に該当する者）
 - ・ 精神障害者手帳の交付を受けた者（1級に該当する者）
- ⑤町税等に滞納がない世帯
- ⑥生活保護を受けている場合、冷暖房器具および設置費用の支給を受けることができない世帯
- ⑦賃貸住宅に居住している場合は、家主から承諾を得ていること

● 補助対象となるエアコン

次の要件すべてに該当するものが対象です。

- ①町内の販売店で購入と設置が完了するもの
- ②新品の製品で、壁や窓枠に固定して設置するもの（住宅の構造等によっては例外があります）

- ③省エネ性能多段階評価が最新の目標年度で2.0以上のもの

※補助金交付の決定前に購入したエアコンは、補助対象外となります。

● 補助金の額（1世帯1台限り）

①または②のいずれか少ない額を補助します。

- ①申請者が負担した対象経費の10分の9以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ②12万円

● 対象となる経費

エアコン本体購入費、配送料、設置工事費等

※延長保証料、リサイクル料金、申請者自身で設置を行った際の費用は対象外です。

● 代理受領制度について

申請者の費用面での負担軽減策として、補助金を町が販売店へ直接支払うこともできます。その場合、申請者は購入金額から補助額を差し引いた金額のみの支払いとなります。

※補助金の交付を受けるには、町が実施する訪問調査の受検が必要です。

※申請方法や補助金の詳細についてはお問い合わせください。

▶ 申請・お問い合わせ先

町環境衛生課（町水道管理センター内）

☎ 096-234-1169